平成２４年（フ）第７４４号
栃木県宇都宮市駒生町1130番地６
債務者　佐藤　菊枝
１　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６６号
栃木県芳賀郡益子町大字益子3144番地
債務者　和田　文香
１　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０号
栃木県那須烏山市南大和久1146番地27
債務者　植松　宣昭
１　決定年月日時　平成25年１月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５６号
栃木県小山市大字羽川385番地12
債務者　片根　繁子
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第７５９号
栃木県下野市下石橋155番地１　コーポ小平Ａ棟101号
債務者　富山　寿子
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２号
栃木県宇都宮市石井町1278番地２
債務者　岡田　文行
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８号
栃木県宇都宮市元今泉２丁目１番７号　フォンテ元今泉403、前住所栃木県宇都宮市元今泉２丁目１番７号　フォンテ元今泉103
債務者　中川　正行
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７６５号
横浜市港北区大倉山１丁目13番２―401号
債務者　坂原麻衣子
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３号
横浜市瀬谷区南台１丁目３番地１　南台ハイツＡ10棟302号
債務者　根本　由佳
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２３号
岡山県加賀郡吉備中央町上竹1782番地４
債務者　藤井　正美
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３５９号
東京都福生市大字熊川448番地１エクセルコート301号室
債務者　根本　友和
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５６２号
岡山県赤磐市山陽７丁目２番10―105号
債務者　漆間　友二
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８０号
岡山市北区岡町１番16号　メゾン植田102号
債務者　植村　聖子（旧姓洲嵜・吉川）
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４９号
岡山市北区中山下２―５―29　ウイング21中山下403、住民票上の住所岡山市北区御津河内78番地１
債務者　江見　知子
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６１号
岡山市東区古都宿119番地Ｂ
債務者　伊藤　美麻（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９２号
長野県佐久市岩村田2558番地　井上アパート東５
債務者　神林　信義
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月23日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部